

## 特記仕様書（案）

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（関東森林管理局版）」（以下、「共通仕様書」という。）を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

### 第1章 ニホンジカ誘引捕獲事業

#### 1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、「シカ」という。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ個体数の半減を目的に掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組んでいるところである。

このような中、三国地区等においてはシカが低密度で生息しているものと推察されているもの今後の繁殖拡大も危惧されており、これらを未然に防止することを目的に本事業を実施するものである。

#### 2 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

ニホンジカ 30 頭

#### 3 事業区域

群馬県利根郡みなかみ町永井三国国有林ほか（別紙図面参照）

なお、センサーカメラによるシカの出現頻度の結果により、監督職員と協議のうえ、わなの設置個所を決定すること。

#### 4 事業内容

本事業は、共通仕様書に定めるもののほか、次により実施することとし、受託者は監督職員と事業開始時、報告書取りまとめ時に打合せを行うこととする。

##### (1) 計画準備

##### ア 事業計画書の作成

事業計画書の作成においては事業全体の推進・調整を図るため監督職員と打合せを行うこととし、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等とも打合せを行い、その意見を踏まえた内容で作成すること。

##### イ 鳥獣捕獲等許可等の申請について

本事業を実施するための鳥獣捕獲等許可等申請書は受託者が作成し、捕獲作業実施までに許可を得ること。

##### (2) 捕獲方法

## ア 実施時期

契約の日の翌日（捕獲作業は許可の日）から令和8年11月30日までに間で、連続する30日間をサイクルとして1回実施する。

捕獲は委託者が貸与するくくり罠「スーパーマグナム」（以下、「わな」という。）を設置し、誘引・捕獲作業（給餌による誘引・捕獲・検体・止めさし・埋設・わなのメンテナンスを含む。）を実施し、事業終了後はわな全基を回収すること。

わな設置後1週間は誘引期間としてわなは稼働させないこととし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日には捕獲作業を行わず、わなも稼働させないこと。

## イ わなの仕様

別表1のわなを関東森林管理局赤谷森林ふれあい推進センター（以下、「赤谷センター」という。）から貸与するので、事業区域内に設置すること（詳細は別表1による。）。

なお、設置場所については受託者が選定し、監督職員と協議して決定すること。

## ウ 誘引・捕獲方法

### (ア) 捕獲実施体制

1日当たりの捕獲体制は1班2名（車両1台）を基本とする。

### (イ) 林道等の移動距離

(ア)に示す捕獲実施体制1日当たりの車両による林道等の移動距離は約12Kmを想定している。

### (ウ) 誘引作業

わなによる捕獲作業を実施する前にシカ以外の大型哺乳動物を誘引しにくい草食動物用形成乾燥餌（以下、「誘引餌」という。）をわな周辺に設置すること。また、捕獲作業中は1日1回以上必ず設置わなを見回るとともに、見回り時にわな設置個所の周囲に必要なに応じて誘引餌を補充すること。ハイキューブの1個所1回当たりの使用量は1.5Kg程度を標準とし、鉍塩は1個所0.5Kg程度とする。（総使用量 ハイキューブ：1,575Kg・鉍塩：525Kg（箱罠使用分を含む。））

誘引餌を置いても採食が確認できない場合は別の設置個所を検討すること。

わな設置個所を撮影できる位置に自動撮影カメラを設置し、ニホンジカ、並びに他の野生動物の出没状況を1日ごとに把握すること。

自動撮影カメラの設定は静止画、検知撮影とし、検知後の再撮影までの時間間隔は1分とすること。

また、誘引が不調で古い誘引餌が残っている場合は除去し、残った誘引餌の上に新しい誘引餌を置き続けることのないようにすること。

(エ) 捕獲作業

わなの設置個所は、他の鳥獣の錯誤捕獲を防止する観点から十分に精査し実施すること。わな設置前に誘引餌の採食状況を記録すること。

わなの設置は、わなの周囲を小石等で囲み、誘引餌をドーナツ状に置くこと。(小林式誘引捕獲法を参考)

(オ) 止めさし

安全対策を万全に行い、捕獲状況及び周辺環境に応じた「止めさし」の方法で適切に実施すること。

エ 捕獲個体の処理

(ア) 捕獲個体の処理方法

捕獲した個体は検体作業(体長・年齢・雄雌別等)を行い、埋設処理すること。

埋設箇所は受託者が選定し、監督職員と協議して決定する。

(イ) 埋設する穴の大きさは縦3m×横7m×深さ1.5m程度を基本とする。

なお、地形等により必要とする規模が確保できない場合は監督職員と協議し、その規模を変更することができるものとする。

(ウ) 埋設箇所作成に係る所定の手続き及び掘削・埋め戻しは受託者が行うものとする

(エ) 埋設に当たっては、クマ等の野生鳥獣による掘り起こし防止のため、捕獲個体1体につき2Kgの消石灰を散布して覆土すること。

(オ) 食肉加工工場へ持ち込んだ際は対価の受領は認めないが、運搬費用相当額を受領する場合はこの限りではない。また、この場合、事前に監督職員に連絡し、承諾を得るものとする。

(カ) 今後設置を予定している「捕獲残渣減容化施設」での処理も可能とするが、処理する場合は事前に監督職員に連絡すること。なお、この場合は変更契約の対象とする。

(3) 錯誤捕獲時の連絡・処理方法

ア 上記(1)アにおいて錯誤捕獲時の連絡体制を整備し、錯誤捕獲発生時にはこれに従って対応すること。

イ 錯誤捕獲時の連絡及び処理に必要なとする費用は受託者が負担するものとする。

#### (4) 捕獲活動の記録

わな設置個所については、経度緯度で位置を記録する。

全てのわなについて、1日1回行う見回り時にニホンジカの立ち寄りの有無、わなの作動状況（作動していない、作動していたが捕獲なし、捕獲）について記録する。

わな付近に設置する自動撮影カメラについては、わなごとに1つのフォルダに撮影データを収める。同時に、ExcelにカメラのID、撮影ごとの撮影日時、撮影された動物種、わかる場合は雌雄についてまとめ、撮影データとともに納品する。

#### (5) 安全の確保

##### ア 注意標識等の設置

捕獲作業の実施に当たっては、林内に通ずる道路等に注意看板等を設置し、有害鳥獣捕獲作業について一般者に周知すること。この場合の注意看板等は受託者が準備すること。

また、銃器を使用する場合は予め関係機関・団体等と調整の上、一般者の立入を禁止する等の措置を講じてから実施すること。

##### イ 猟具への標識装着

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着すること。

##### ウ 携行品

実施に当たっては従事者証を携行するとともに、腕章を装着すること。

##### エ 実施体系図等

実施に当たっては、実施体系図・安全管理図・緊急連絡体制図等を作成し、監督職員の確認を受け、全ての従事者に周知・徹底すること。

また、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性を熟知し、捕獲個体処理時は作業の内容に適した防護措置を行うこと。

##### オ 事業の中止

捕獲期間中、天候不良等で事業の実施が困難であると受託者が判断した場合、その理由を監督職員に法億・協議して中止することができるものとする。

この場合、協議・指示書の作成を要するものとし、業務日誌（日報）にもその内容を記載しておくものとする。

#### (6) その他

##### ア 誘引・捕獲作業における記録の様式

様式仕1～様式仕3を使用すること。

## イ 報告書の作成

事業計画書・捕獲に係る一連の作業実施結果・記録・写真、考察等を取りまとめ、報告書として作成すること。

ウ わな設置場所別に捕獲効率を算出して比較すること。事業の実行結果から明らかになった課題等を検討し、効果的・効率的な捕獲方法について考察すること。

## 第2章 箱罟管理等業務

### 1 事業の目的

赤谷センターが保有している箱罟8基（設置済：6基・未設置：2基）に対し誘引餌の補給及び捕獲時の処理等を行う。

未設置の2基については、設置済6基の配置状況やシカの出没範囲、捕獲効率を考慮して受託者が設置予定個所を複数個所選定し、監督職員指示のもと設置する。

併せて、獣サイズ判別センサー式自動捕獲システムアニマルセンサータイムスイッチモデル（以下、「アニマルセンサー」という。）及び長距離無線式捕獲パトロールシステム（以下、「ほかパト」という。）の設置も行うことを目的とする。

### 2 実施期間

契約締結の翌日から令和8年12月15日まで  
（捕獲は令和8年11月30日まで）

### 3 捕獲方法

箱罟捕獲には赤谷セから貸与するアニマルセンサー及びほかパトを使用すること。以下説明。

#### アニマルセンサー

箱罟天井から垂直に赤外線を照射し、距離センサーにより箱罟内にいる獣の背丈を判別して指定サイズ以上であれば扉を閉めるシステム。

#### ほかパト

アニマルセンサーが作動した場合、指定したメールアドレスに通知が届くシステム。

### 4 誘引餌の補給

箱罟に設置してあるセンサーカメラから送信される画像からシカの行動状況及び誘引餌の採食状況を確認し、必要に応じて誘引餌の補給を行うものとする。

なお、補給に使用する誘引餌は捕獲事業に使用するものを併用するものとする。

## 5 捕獲時の処理等

ほかパトからの捕獲確認、又は赤谷センターからの連絡により現地において次の処理等を行うものとする。（別表2参照）

なお、見回りや誘引餌補給の際に捕獲を確認した際は赤谷センターへの報告を必須とする。また、現地での処理等時には赤谷センター職員の立会いを必須とする。

ア 現地において捕獲個体の年齢確認とシカ用 GPS 首輪発信機（以下、「GPS 首輪」という。）装着の可否を判断し、監督職員に報告すること。

イ GPS 首輪が装着可能な場合は所定の手順で実施し、装着不可の場合は第1章4(2)により処理するものとする。

ウ シカ以外の目的外鳥獣が捕獲された場合は、第1章4(3)により処理すること。

エ 目的外鳥獣の予定個体数は別表2によるものとし、数量に変動があった場合は変更契約の対象とする。

オ 処理終了後3日以内（休日等を除く。）の実施報告書（別紙様式1）を作成し、監督職員の確認を受けるものとする。

## 6 追跡調査

過年度事業で GPS 首輪を装着したシカ、及び本事業で GPS 首輪を装着したシカについて、実施期間中に赤谷センターが貸与する動物発信機用専用アンテナキット（詳細は別表1による。）を用いて追跡調査を実施するものとする。

## 第3章 成果の報告

### 1 報告書の提出期限及び提出場所

報告書の名称は「令和8年度 三国地区外ニホンジカ誘引捕獲等委託事業」とし、受託者は報告書を取りまとめて提出するものとする。

#### (1) 提出期限

令和8年12月15日

#### (2) 提出場所

関東森林管理局 計画保全部計画課（担当：森林施業調整官）  
群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

#### (3) 報告書の仕様及び数量

- ア 印刷物：報告書 3 部、カラーA4 版左とじ両面印刷
- イ 電子データ：報告書（PDF、元データは Word 形式、定量的データは Excel 形式）、写真等を保存した CD-R 又は DVD-R 3 枚  
納入する電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付するとともに、事業名等を印字等して納入すること。
- ウ 報告書納入後に受託者側の責により不備が発見された場合には無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 2 報告書作成時の留意事項

報告書の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本指針」（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

## 3 著作権等の扱い

- (1) 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 報告書に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下、「既存著作物」という。）は、個々の著作者等に帰属する。
- (4) 報告書に既存著作物が含まれる場合には、受託者が該当著作物の使用に必要な費用負担及び手続きを行うものとする。

## 4 その他

- (1) 関係機関等への許認可申請、説明等  
受注者は、本事業実施について関係機関に説明を行い、必要な許認可申請等を行うこと。  
許認可証及び報告書等については、後日、委託者に写しを提出すること。
- (2) 一般的事項
  - ア 受注者は、事業着手時、捕獲開始時及び報告書作成時に委託者と打合せを行うこと。
  - イ 受注者は、事業の進行状況を定期的（月初め、週初め）に報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。

- ウ 事業目的を達成するため監督職員は進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- エ 各種報告に用いる位置図等は関東森林管理局ホームページにて公表されている国有林野施業実施計画図（縮尺：2万分の1）を使用すること。
- オ 受注者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合、事前に監督職員と協議を行い、承諾を得てから手続きを行うものとする。
- カ 受託者は、事業実施で知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。